

## 【撮影許可申請の手続方法と注意事項】

(2017.9.17 改訂 – 撮影)

〒380-0851 長野県長野市元善町 491  
善光寺事務局 文教課  
TEL 026-234-3591 / FAX 026-235-2151

番組放映や雑誌掲載などを目的として善光寺の境内や建物内を撮影される際は、事前に書面にてご申請頂き、当事務局の許可を得る必要があります。

申請時にご提出頂く書類は以下の通りです。

○善光寺境内・建物内撮影許可願

○番組企画書、撮影進行表、台本等（形式任意）

※映像を撮影される際に必要です。

ドラマ等、演技を伴う撮影は、必ず台本をご提出下さい。

○記事企画書、媒体資料、誌面レイアウト等（形式任意）

※写真を撮影される際に必要です。

また、掲載内容確認のため、印刷前に必ず校正紙をご提出下さい。

○会社概要書および事業概要書（形式任意）

※善光寺への取材申請が初めての場合のみ必要です。

□許可願右上の「申請者（責任者）」欄には、申請案件最終責任者（放映局、発行社等）の名称をご記入下さい。印鑑は公印（社印、役職印、部署印等）をお使い下さい。

制作会社等で全作業の委託を受けている場合でも、申請名義人と印鑑は、申請案件最終責任者のものでお願い致します。

□許可願は楷書で丁寧にご記入下さい。住職が判読できないものは審議の対象となりません。

□取材にお入り頂ける時間帯は、午前8時30分から午後4時30分までです。時間外の行事（お朝事など）の取材については別途ご相談下さい。

□本堂をはじめとする建物内での撮影は、お受けできない場合がございます。

□特定の宿坊を紹介する内容が含まれる時は、善光寺事務局内にある「善光寺宿坊組合」の名称と電話番号（026-237-7676）の表示が必須となります。

この表示義務にご同意頂けない場合、取材をお受けできませんのでご了承下さい。

□住職は非常勤のため、申請受理から決裁までには最長で10日程度を要します。時間の余裕をもってご申請下さい。

□お急ぎの際は、必要書類が全て揃っている場合に限り、FAXでご申請頂くことも可能です。ただし、書類の原本は後日必ず、郵送等でのご提出をお願い致します。

□申請書類のご提出をもちまして、上記事項に全てご同意頂いたものとさせていただきます。

□ご不明な点がございましたら、善光寺事務局文教課までお問い合わせ下さい。

※注意事項および許可願用紙の内容は、状況に応じて随時変更されます。

以前に受け取られたこの書類を再度使用する際は、善光寺事務局文教課までお電話頂き、書類の右上に記載された改訂日が最新のものであるかどうかをご確認下さい。